

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 60  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

## オンライン資格確認義務化「経過措置」 猶予届出書の申請方法について

### ポータルサイト（原則）または 郵送で

厚労省は1月27日、オンライン資格確認義務化(今年4月実施予定)の経過措置に関する申請受付を開始しました。適用を受けるためには、3月31日までに猶予届出書の提出が必要です。経過措置の6類型については、協会FAX情報No.58をご覧ください。(厚労省ホームページでも確認できます)

なお、紙レセプトで保険請求を行っている医療機関は義務化の対象外です(届出不要)。

#### 猶予届出書の提出方法

(1)医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出(原則) \*アカウント登録が必要です

ポータルサイトにログイン → マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリック  
→ 届出理由を選択し、選択した猶予類型(①～⑥)に紐づく情報を入力。



(2)郵送で提出(上記ポータルサイトでの届出が困難な場合)

猶予届出書の様式を厚労省HPまたはポータルサイトからダウンロードし、必要事項を記入のうえ  
社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課へ郵送。

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中」と記載してください。

★詳細は「医療機関向け案内(厚労省HP)」でご確認ください。→

<https://bit.ly/3Jt5qAX>



#### 問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター(社会保険診療報酬支払基金 情報化企画部・情報化支援部)

0800-080-4583 (受付時間は月～金 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00)祝日除く

★本日発送いたします「全国保険医新聞2月5日号」の2・3面に詳細な解説が掲載されています。

併せてご覧ください。